

健康増進法施行令の一部を改正する政令案等(概要)に関する意見\_\_全飲連  
別紙: 組合員から寄せられた声

2-(2)-① 喫煙目的施設の要件

■ 喫煙目的施設について

- ⑦ たばこの対面販売をしていれば、喫煙目的施設と認められるというのは、バーやスナックに一定の配慮があって、非常にいいと思います。そもそもバーやスナックには未 20 歳未満のお客さまもいないですし、たばこを楽しまれるお客さまも多いですからね。
- ⑦ 社会通念上主食と認められる食事を主として提供している店は除くとあるが、例えば出前で主食を提供する場合、当然主として提供していないという解釈ですよ？
- ⑦ 出前していると喫煙目的施設として扱われないと聞いているが、誰がどう確認するんでしょうか？あまり現実的ではないですし、気持ちは分かりますけど、実効性に乏しいですし、記載することで行政側の首を絞めることになるのでは…と感じます。
- ⑦ そもそもバーやスナックは風俗営業法適用施設も多いため、喫煙専用室を設置しなければならないとなると、かなりの期間休業しなければならず、あまり現実的ではないと思います。
- ⑦ たばこの対面販売をすることが要件というのは分かりましたが、主食の部分がよくわかりません。お客さまの要望でぐくまれますが、お茶漬けをだして欲しいとたまに言われます。ごはんはパックのもので、お茶漬けももたがあれば、あとはお湯を沸かすだけでできるので、そういった要望があった際は対応します。この場合、主に主食を提供しているとはならないのか、心配です。

2-(3)-② 喫煙専用室等におけるたばこの煙の流出防止にかかる技術的基準

■ 個室の扱い

- ➡ 私は日本料理屋を営んでおります。料理と接客でお客さまをおもてなしするものとして、たばこを吸う方もお客さま、吸われない方もお客さまであるため、たばこを吸うか吸わないかはお客さまのご要望に応じて対応しております。今回の法律の趣旨では望まない受動喫煙を防止することと認識しております。そのため、個室においてはふすまで仕切る、扉で仕切る等仕切られておりますので、通常煙が外に漏れるということはあまり考えられません。料亭は基本的に客席のほぼ全てが個室となりますし、客席面積で言えば 100 m<sup>2</sup>を超える店舗がほとんどだと思います。喫煙専用室を設けるということも選択肢の一つではあるかと思いますが、個室においてはお客さまの判断でよろしいのではないのでしょうか？法律自体は決まったため、運用面でそのような対応を可能としていただきますよう、よろしく願いいたします。
- ➡ 料亭の個室でたばこが吸えない、そんなことありえるか。日本のおもてなしの文化まで規制する自法律じゃないだろ。お客さまが各々判断すべきことを、店側がダメとは言えないだろ。よく考えろ。
- ➡ 宴会場でたばこが吸えなくなるのは正直困る。適用除外としてほしい。
- ➡ 個室は客席面積から除外して考えるべき。そもそも個室はプライベート空間みたいなものだから。
- ➡ そもそも個室であればたばこの煙が漏れるとか考えにくいと思います。扉を開けて出入りする際に漏れることもあるかもしれませんが、その程度が漏れただけで、人の健康に影響を与えるほどなのか正直疑問。個室は規制の対象外にしていいと思う。

## 健康増進法施行令の一部を改正する政令案等(概要)に関する意見\_\_全飲連 別紙:組合員から寄せられた声

- ➡ 個室も客席面積に含めるとなると、100㎡を超えていれば紙巻たばこはダメになってしまう。現状だと禁煙か喫煙専用室の選択しかなくなる。考え方として、加熱式たばこであれば、個室であれば認めるといった考え方も必要だと思う。少しでも選択肢があれば、事業者の不満も軽減されると思うし、喫煙室を作る費用もかからないので、事業者への負担がかかるともならない。個人的にはそういった考えも必要だと思う。
- ➡ 老舗の小料理屋の老舗を営んでおります。私どもの店舗は個室しかありません。個室を客席面積と捉えられてしまいますと、100㎡は超えてしまいます。たばこを吸うためには、一旦外にでるしかなくなってしまいます。1フロアは喫煙可とするといった対応はできないのでしょうか？

### 2-(3)-② 喫煙専用室等におけるたばこの煙の流出防止にかかる技術的基準

#### ■ 時間分煙について

- ➡ 現在は今、昼は禁煙・夜は喫煙 OK としています。店頭にも時間分煙していますというステッカーを貼って、お客様には周知しています。2020年からは時間分煙していると、禁煙の時間でも未成年が入店できないと聞きましたけど、本当ですか？禁煙なのに、受動喫煙ってあるんですか？受動喫煙を防止することは大切なことだと思いますし、私も賛成です。ただ、禁煙なのに未成年が入店できないというのは理解できません。
- ➡ まちの小さな飲食店を営んでいます。たばこが吸える店だと20歳未満立入禁止だというのは厳しすぎます。うちは近所に大学もあり、学生のバイトを常時雇っています。お客様の中には、たばこを吸われないお客様もいらっしゃいますが、常連の方でたばこを吸う方もいらっしゃいます。そのお客様に対して、法律が変わり、店内でたばこが吸えなくなるんですというの気が引けますし、たばこを吸えるようにすると、バイトの方に、うちはたばこが吸える店だから20歳未満は雇えないですと断るの気が引けます。採用する際に、たばこ吸える店だけどそれでも働けるか確認するといった対応で十分ではないのでしょうか。どちらを選択しても、店の経営に大きな影響を与えてしまうため、もう一度よく考えていただきたいです。
- ➡ 時間分煙している店は20歳未満の立入を認められないと聞きました。禁煙時間に受動喫煙が生じるとかありえないですよ。以前奈良県生駒市でたばこを吸ったら45分間エレベーター禁止というニュースを見ました。あれも受動喫煙って、ありえないですよ。法律にも受動喫煙の定義に「人が他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされること」と記載されています。たばこを吸ってる人がいないのに、どうやったら他人の喫煙によりたばこから発生した煙を吸うんですか？嫌がらせとしか思えません。
- ➡ 今年孫が料理人を目指して、現在うちの店で修行中です。うちは個室であれば喫煙 OK としているが、カウンターや個室でないところは禁煙にしています。若い子の受動喫煙はよくないことは知っているし、気を付けなければいけない、それは当然。ただ、禁煙のスペースでも働けないとなるのは違うんじゃないか。うちの店の場合、禁煙にしているカウンターでも受動喫煙が生じるってことなら、その調査結果を公表して欲しい。
- ➡ 時間分煙していると、昼間の禁煙時間でも20歳未満入店禁止はやりすぎ。夜の営業が終わってからもしばらくは片付け等で換気扇はつけてるし、昼間の営業の2時間まえまでには仕込みや準備で換気扇を回している。極力昼間の禁煙時間にたばこのにおいが残らないように扉

## 健康増進法施行令の一部を改正する政令案等(概要)に関する意見\_\_全飲連 別紙:組合員から寄せられた声

をあける等の工夫もしている。禁煙時間は20歳未満の入店を認めて欲しい。

### 2-(3)-② 喫煙専用室等におけるたばこの煙の流出防止にかかる技術的基準

#### ■ フロア分煙について

- ➡ フロア分煙が認められたことは非常に助かります。今一階を禁煙、二階を喫煙にしています。この場合、煙の流出防止措置は特に必要ないという認識でよろしいのでしょうか？床で区分けされてますし、二階から一階に煙が漏れて臭ったこともないです。
- ➡ フロア分煙の場合、何か基準みたいなことは必要ないということでもよろしいのでしょうか？何か基準が入ってしまうと、結局設備投資やらでお金がかかってしまうため、取り組めない店舗が多数でてきてしまうと思います。
- ➡ 3階立ての店舗で、合わせて客席面積100㎡いかない場合、1階を禁煙、2階3階を喫煙可ということもできるのか？100㎡を超えた場合でも、加熱式たばこであれば吸えるという認識でいいのか？今回提示されたものだけじゃ細かいことが分からないため、誰が見ても分かりやすいマニュアルみたいなものが欲しい

### 2-(3)-② 喫煙専用室等におけるたばこの煙の流出防止にかかる技術的基準

#### ■ 屋内排気型喫煙ブースの容認について

- ➡ 旅館を営んでいるものです。私どもが営む旅館では、現在各フロアに屋内循環型の喫煙ブースを設置しております。今回の政省令で示されている資料を確認しますと、管理権原者の責めに帰することができない事由によって屋外排気を満たすことが困難な場合にあっては、一定の経過措置を設けるとされていますが、空気清浄した上で屋内に排出しているブースは認められるのでしょうか？もし認められないとなりますと、ダクト工事等膨大な費用が掛かってしまいます。その場合、国の方で費用負担していただけるのでしょうか？
- ➡ スカンジナビア製のブースを設置してます。これも喫煙専用室と認めていただくという認識でよろしいでしょうか？
- ➡ 我々が営む旅館では、各フロアに喫煙ブースを設置しています。受動喫煙対策は重要だと思い、思い切って設備投資しました。これが認められないとなると大きな痛手です。仮に認められないとなった場合、かかった費用を補てんして頂きたい。

### 2-(3)-② 喫煙専用室等におけるたばこの煙の流出防止にかかる技術的基準

#### ■ 加熱式たばこの技術的基準

- ➡ 現在店内は個室以外の客席は禁煙、個室は喫煙することができることにしています。法律が改正され、紙巻たばこが吸えると飲食ができないということなので、今後、加熱式たばこなら喫煙OKにしようと思います。私の店の場合、スライドドアで完全に封鎖されるのですが、この場合も何か基準が必要になるということを報道で知りました。私はプルーム・テックを吸っていますが、健康懸念物質が99%低減された製品であるのに、受動喫煙の健康影響って本当に関係あるのでしょうか？たしかまだ販売されて間もないから、受動喫煙による健康影響を予測することは困難で、今後調査研究していくって厚労省のHPで見ましたよ。明らかでないものまで

## 健康増進法施行令の一部を改正する政令案等(概要)に関する意見\_\_全飲連 別紙:組合員から寄せられた声

規制の対象にしたり、必要以上の基準を設けることは、正直やりすぎです。ちゃんとした根拠を示した上で、検討すべきです。

- ➡ 加熱式たばこについて、週刊誌でもよく目にするし、お客様の3割くらいは加熱式を吸ってます。私自身は吸わないんですけど、ほんと臭くないです。加熱式たばこのみ吸えるお店も増えてるし、私の店も法改正もあったし、加熱式たばこのみ喫煙可にしようと検討しています。加熱式たばこであれば、例えば部屋がドアとかで分かれていれば吸えるとかでもいいと思います。紙巻たばこと同じ基準を設けるとなると、事業者負担も増えますし、私の店も対応できなくなるので、全面禁煙にするしか選択肢がありません。
- ➡ 現在宴会場ではたばこを吸うこともお客様によって対応しておりますが、今後吸えなくなると聞きました。紙巻の場合は飲食不可となってしまいますが、加熱式の場合、飲食可となりますので、加熱式たばこのみに変更しようと考えてます。ただ、新聞を見る限り、加熱式でも紙巻と同じように風速0.2が必要と聞きました。そうすると換気設備を増強しなければならず、膨大なコストがかかってしまうことが予想されます。そうすると、現実的には加熱式なら飲食可としているものの、実態は禁煙しか選択できなくなるじゃないですか。宴会場や個室であれば認めるといった措置として頂きたい。これまで喫煙できていたのに、今日から禁煙ですというのは、あまりにもヒドイと感じます。
- ➡ 加熱式たばこ紙巻たばこは一緒じゃない。受動喫煙による健康影響も明らかになってない。それを同基準にするというのは乱暴だ。
- ➡ エビデンスに基づいた判断をお願いします。
- ➡ 正直加熱式たばこがいいのか悪いのかよくわかりません。調査・研究を国でしっかり行った上で、適切に判断されることが、国民にとって理解が得られやすいのではないのでしょうか。さすがに根拠もないのに規制して、通常のたばこと一緒にしますでは理解が得られないと思います。

### 2-(3)-3 喫煙専用室標識等及び喫煙専用室設置施設等標識等

#### ■ 標識の掲示について

- ➡ 料亭の店頭喫煙環境のステッカー等を貼らなければならないということに疑問を感じます。店の出入口はお客様をおもてなしする大切な場所です。また、店の品格や雰囲気を作り出す大切な場所でもあります。そこに喫煙環境を示すステッカー等を掲示しなければならないとなると、その店の品格や雰囲気に影響を与えかねません。予約時にお客様にお伺いする、またご来店時にお伺いすることで、十分ではないでしょうか？何らかの形で掲示しなければならないのであれば、店の表ではなく、少なくとも店内の見える場所でも認めていただけないでしょうか？
- ➡ 標識を掲示することは、すぐにできる対策としていいと思います。ただ、デザインだけ見せられて、あとは各自で作成して下さいではひどいと思いますので、各店舗に配布していただくことを期待します。
- ➡ 各店舗への配布をお願いしたいです。
- ➡ 今まで組合独自で作成したものは認められるのでしょうか？
- ➡ 建物全体が木材でできておりまして、入口も全て木材を使用しております。シールを貼ること

## 健康増進法施行令の一部を改正する政令案等(概要)に関する意見\_\_全飲連 別紙:組合員から寄せられた声

ができない場合、こういった対応が必要になるのでしょうか。その場合、シールをはっていないと義務違反になって罰則が適用されるのでしょうか？

- ➡ 組合員は以前からステッカーを作成して、入店前にたばこが吸えるお店なのか吸えないお店なのか分かるように、取組をしている。組合以外の店舗が非常に多いため、その店舗へ周知徹底することが重要だと思います。1店ずつ回るというのも現実的ではないので、保健所にステッカーを用意しておき、取りにきてもらうような仕組みうい作る、周知するといったことも検討すべきではないかと考えます。組合員だけ貼っていても、多くの飲食店で貼られていなければ、飲食店は取組が進んでいないという印象を世の中に与えるもの気に入らないです。

### その他意見・要望:

#### ■ 法律全般に対する意見

- ➡ 今回法律されると聞いて、どうなることかと思いましたが、国では小さなお店について配慮のある判断をされたので、正直ほっとしています。東京都なんかは従業員がいるとたばこが吸えなくなっちゃうと新聞で見ました。うちでそんなことしたら、潰れちゃいますから。東京都の飲食店は大丈夫なのかな…同業者として不安です。
- ➡ 受動喫煙防止に取り組むことは重要であると考えますが、その内容はバランスのとれたものである必要があると考えます。また、事業者の自主的な取組を促進する仕組みや、喫煙者に対するマナー向上等に対する施策を検討し、実施していくことが重要であると考えます。たばこの煙が気になる方もいる中、たばこを吸われるお客様も一定程度いるのも事実です。両者にとって納得のいくもの、事業者にとって納得のいくものである必要があります。規制することありきの議論や法律を作ることが目的とならないよう、今後とも丁寧な議論をお願いいたします。
- ➡ 国の方で決まったので、それはしかたないと感じるけど、東京都では従業員がいると禁煙しか選べないし、大阪でも万博を理由に国より厳しい条例が検討されていると聞いている。国で決めたのに、勝手に地方で独自の条例を作るなど国から言った方がいいんじゃないですか。2020 東京オリンピック・パラリンピックや、2025 大阪万博等、これからどんどんインバウンドのお客様が日本にくるのに、県を移動するとルールが変わってしまうというのは、あまりにも不親切だと思います。
- ➡ 受動喫煙対策は世の中の流れだとは思いますが、賛成です。ただ、例えば喫煙室も新たに設けようとしたら、標識を掲示しなければならないとなると、お金もかかります。かかった費用は国が負担するなど、財政支援という観点もしっかり組み込まれるべきだと思います。
- ➡ 客席 100 m<sup>2</sup>以下で資本金が 5,000 万円以下の店は、これまで通りでよくなったので、非常に安心しています。うちみたいな小さいお店だとスペースもないし、お金に余裕もないので、専用の喫煙室しか認められないってなったらどうしようか心配していました。ご配慮いただきありがとうございます。